

2018年（平成30年）6月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）5月28日付けで諮問（第924号）された固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

都市計画法では、地域地区として、市街化区域には用途地域を指定するとともに、都市の風致を維持するため風致地区を、また、市街地における火災の危険を防除するため防火地域及び準防火地域等を指定することができる。

用途地域については、辻堂駅北口地区における大規模工場跡地の土地利用転換に伴う用途地域の変更は行ったものの、包括的に見直しの検討をする機会がなく現在に至っており、現状の用途地域と実際の土地利用状況に大きな乖離が生じている地域がある。また、風致地区においても1961年（昭和36年）に片瀬山風致地区を指定して以

降、見直しができないまま現在に至っているととも、防火地域及び準防火地域においては、東海道線以南において防火地域等は指定されていないものの、災害危険度判定調査において延焼危険度の高いエリアがあるなどの課題も生じている。

これらの地域地区の指定については、これまで県に決定権限があったため、積極的な見直しは行われていなかったが、2011年（平成23年）の地方分権に係る第2次一括法による都市計画法等の改正により、決定権限が県から市に移譲された。これに伴い、土地利用の状況・動向や都市基盤の整備状況の変化等を踏まえ、藤沢市が独自の判断で見直しを行うことが可能となった。

その後、都市計画法に基づく都市計画の見直しのベースとなる「基礎調査」が2016年（平成28年）に実施されるとともに、見直し業務に必要な国勢調査の結果についても2015年（平成27年）の実施結果が2017年（平成29年）に公表された。

また、2017年（平成29年）の都市計画法の一部改正により、用途地域に新たに田園住居地域が創設されたことに伴い、農地や農業関連施設などと調和した低層住宅の良好な住環境を守るという田園住居地域の目的に合致するような、用途地域の変更の必要性が認められる適地の有無について、本市においても調査・検討を行う必要が生じた。

このような背景から、用途地域等の見直しの検討業務を行うものである。

本業務を行うにあたり、市内の市街化区域内の土地及び建物の利用状況の分布を正確に把握し分析する必要があるが、そのためには土地及び建物の現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内の市街化区域内から個別に収集することは、限られた時間、費用及び人員の中では不可能である。

以上のことから、本業務の執行においては、資産税課が保有する土地・家屋の課税台帳及び補充課税台帳の情報を利用させることが必要であると考えられることから、個人情報を利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 個人情報を目的外利用させることの必要性について

### ア 目的外利用させる課

#### 都市計画課

### イ 目的外利用させる個人情報の範囲

目的外利用させる個人情報は、地番図、家屋図、土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳の記載事項のうち、次の表に掲げるもの。

表

ア 地番図図形データ(shape 図形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地番</li> <li>・筆</li> </ul>
イ 土地課税台帳 土地補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地番</li> <li>・同一画地コード</li> <li>・現況地目</li> <li>・現況地積</li> <li>・生産緑地地区コード</li> </ul>
ウ 家屋図図形データ(shape 図形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋棟番号</li> <li>・家屋図形</li> </ul>
エ 家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棟番号・家屋番号</li> <li>・所在地番</li> <li>・1階床面積</li> <li>・延床面積</li> <li>・区分所有家屋情報</li> <li>・建築年月</li> <li>・現況用途</li> <li>・現況構造</li> <li>・地上階数</li> <li>・市街化コード</li> </ul>

ウ 目的外利用させることの必要性

本業務で必要となる個人情報とは、市内の市街化区域の土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約15万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

以上のことから、迅速に本業務を進めるためには、他に方法がないことから、資産税課が保有する個人情報を目的外に利用させる必要がある。

(3) 引渡しの方法について

表のイ及びエの課税台帳については、IT推進課にてデータの抽出を行い、IT推進課から都市計画課へ電子媒体（CD-ROM）で引き渡す。

表のア及びウの図形データについては、資産税課保有システムから当該保守点検業者がデータを抜き出し、CSV形式及びShape形式のデータにて資産税課職員から都市計画課職員へ引き渡す。引渡しに使用する電磁媒体はパスワード付きUSBを使用し、引渡しの際には引渡し確認の文書を作成し、資産税課、都市計画課双方で取り交わす。

これらの電子媒体を都市計画課から受託者へ引き渡す。

(4) 個人情報を目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

通知に係る件数が市内の市街化区域内における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約15万件を対象とするものとなるた

め、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施期間の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、都市計画課より、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) コンピュータ処理の必要性和安全対策について

本業務のため利用させる個人情報、土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約15万件から抽出するが、件数及び情報量が非常に多いためコンピュータ処理が必要となる。

この処理は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせることとする。

ア その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること。

イ 本業務の目的以外には利用しないこと。

ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。

エ 不要になったときは、速やかに廃棄すること。

以上、条例、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めさせることとする。

(6) 実施時期

2018年（平成30年）8月10日以降

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

ア 本業務で必要となる個人情報は、市内の市街化区域の土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約15万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

イ 迅速に本調査を進めるためには、他に方法がないことから、資産税課が保有する個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、目的外利用の本人通知については、通知に係る件数

が市内の市街化区域内における土地課税台帳等約 20 万件及び家屋課税台帳等約 15 万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施期間の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである、としている。また、市民へは、都市計画課より、広報ふじさわを通じて周知を図る、とのことである

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

### (3) コンピュータ処理について

#### ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本業務のため利用させる個人情報とは、土地課税台帳等約 20 万件と家屋課税台帳等約 15 万件から抽出するが、件数及び情報量が非常に多いためコンピュータ処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

#### イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

コンピュータ処理については、安全対策が施されている IT 推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせることとする。

- (ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること。
- (イ) 本調査の目的以外には利用しないこと。
- (ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。
- (エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること。

以上、条例、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めさせることとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以上